

令和5年度 胎内市保育園及び認定こども園における徴収額基準表
(保育料・副食費)

(単位:円)

在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額 徴収基準(月額)					
		3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(1号認定・2号認定)			
		保育料		副食費 ※保育料無料			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護世帯		0		0		
B	市町村民税非課税世帯		(0)		(0)		
C	市町村民税均等割のみの額の世帯		4,000		3,900		
			(5,250)		(5,150)		
D	市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯						
	1	16,200	未満	(6,000)	(5,800)		
	2	16,200	以上	32,400	未満	(6,500)	(6,300)
	3	32,400	以上	48,600	未満	(7,000)	(6,800)
	4	48,600	以上	72,800	未満	(8,000)	(7,800)
	5	72,800	以上	97,000	未満	(9,000)	(8,800)
	6	97,000	以上	121,000	未満	24,000	23,500
	7	121,000	以上	145,000	未満	29,000	28,500
	8	145,000	以上	169,000	未満	32,000	31,400
	9	169,000	以上	213,000	未満	35,000	34,400
	10	213,000	以上	257,000	未満	37,000	36,300
	11	257,000	以上	301,000	未満	39,000	38,300
	12	301,000	以上	349,000	未満	40,000	39,300
	13	349,000	以上	397,000	未満	41,000	40,300
14	397,000	以上			42,000	41,200	
					43,000	42,200	

副食費 4,500円

主食代については各園によって異なります。

年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもは副食費が免除となります。
D12階層、D13階層又はD14階層に属する第3子以降の子どもは副食費がかかります。

(注)3号認定のB階層からD5階層におけるひとり親世帯等の保育料軽減基準額は、()の額となります。

※1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯でB階層からD5階層に属する世帯に認定されたときの利用者負担額(保育料)は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の保育料軽減基準額()に掲げる利用者負担額(保育料)となります。

①ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯

②次のアからオに掲げる障がい児又は障がい者のいる世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

※アからオまでに該当する場合は証する書類(手帳の写し等)を添付して申し出てください。

③その他市長が認めた世帯

※2 同一世帯に2人以上の未就学児童がいる場合、3号認定を受けている児童においてはB階層に属する世帯に認定されたときの第2子以降の利用者負担額(保育料)を無料とします。また、C階層からD14階層までに属する世帯に認定されたときの利用者負担額(保育料)は、出生順位の早い児童は徴収基準額、次の児童が徴収基準額の半額となります。

※3 2の規定にかかわらず、同一の養育保護者が現に養育している子が同一世帯に3人以上いる場合は、3人目以降から利用者負担額(保育料)及び副食費を無料とします。ただし、この表のD12階層、D13階層又はD14階層に属すると認定された3人目以降の3号認定を受けている児童において、利用者負担額(保育料)は半額となります。また1号認定、2号認定を受けている児童において、副食費は全額負担となります。

※4 階層区分は、入園している児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の課税額の合計額により決定します。